

阿武町定住奨励金一覧表

問い合わせ 役場まちづくり推進課 ☎08388-2-3111

※令和7年3月31日までの間行っています。期間中の2年以内に申請をお願いします。

※定住される方が対象ですので、一定の期間内に転出された場合は奨励金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

※申請書提出後、3か月に1回の審査会を経て交付が決定されます。

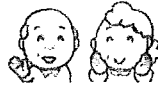
種類	交付金額		内容	必要書類
		あぶPAY 現金		
Uターン奨励金	(1) 単身世帯	100,000P	-	☐ Uターン奨励金交付申請書(様式第1号)
	(2) 家族世帯	100,000P	100,000円	
Iターン奨励金	(1) 単身世帯	100,000P	-	☐ Iターン奨励金交付申請書(様式第2号)
	(2) 家族世帯	100,000P	100,000円	
就業 支度金	(1) 新卒町内 就業 新卒町外 就業	100,000P 50,000P	-	☐ 就業支度金交付申請書(様式第3号)
	(2) 農林水産 業就業	100,000P	50,000円	
結婚奨励金		100,000P	-	☐ 結婚祝金交付申請書(様式第4号)
出産奨励金	(1) 第1子 (2) 第2子 (3) 第3子 (4) 第4子 以上	100,000P 100,000P 100,000P 100,000P	100,000円 200,000円 400,000円 900,000円	☐ 出産祝金交付申請書(様式第5号)
結婚・生活 活動費 補助金	夫婦ともに39歳以下で前年の世帯所得500万円未満の世帯が結婚された場合、30万円を上限として住宅取得、賃貸費用、引越費用、住宅リフォーム費用を補助。夫婦ともに29歳以下である場合は60万円を限度とする。			(1) 結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (2) 戸籍謄本(全部事項証明)または婚姻届受理証明書 (3) 住民票の写し(世帯全員のもの) (4) 夫婦の所得証明書(申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は前住所分) (5) 夫婦の納税証明書(申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は前住所分) (6) 補助対象物件及び家賃、引越費用の見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類(見積書等)

		(7) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類(奨学金ある場合) (8) 住宅手当の支給がある場合(手当がある場合) (9) その他町長が必要と認める書類 ※(2)～(5)の書類については同意書により省略可
住宅取得 補助金	1. 基本補助金 ①～④のいずれかの方が住宅を取得された場合、対象経費の10分の1の額を補助します。 ①新築世帯 ②子育て世帯 ③Iターン者 ④Uターン者(65歳未満) (1) 新築住宅取得(150万円が上限) (2) 中古住宅取得(30万円が上限) 2. 加算補助金 (1) 町内建築業者の施工で新築住宅を取得された場合は、基本補助金に50万円を加算。 (2) 町が販売する分譲宅地を購入し住宅を新築された場合は、基本補助金に30万円を加算。	☐ 住宅取得補助金交付申請書(様式第6号) ☐ 世帯全員の住民票の写し(住所移転後) ☐ 納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 ☐ 位置図、住宅配置図及び住宅平面図 ☐ 不動産登記事項証明書の写し ☐ 建築に係る契約書及び売買契約書の写し ☐ 領収書の写し ☐ 誓約書(様式第8号) ☐ その他町長が必要と認める書類
空き家 リフォーム 補助金	1. リフォーム補助金 (1) 町の空き家バンクに登録された物件を、町内の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(100万円が上限) (2) 町の空き家バンクに登録された物件を、町外の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(75万円が上限) ※外構工事など、住宅本体以外の工事及び備品購入費等は除きます。事前にご相談ください。 2. 不要物の撤去補助金 町の空き家バンクに登録された物件を、町内の業者に委託して10万円以上の一般廃棄物処理を適正に行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(30万円が上限)	☐ 空き家リフォーム補助金交付申請書(様式第7号) ☐ 世帯全員の住民票の写し(住所移転後)※空き家の利用者の場合 ☐ 納税(完納)証明書又は非課税証明書※滞納のない証明 ☐ 契約書の写し及び事業に要した費用の内訳が確認できる書類 ☐ 領収書の写し ☐ 誓約書(様式第8号)※7号の裏面 ☐ 事業を実施した箇所の写真(着手前と完了後) ☐ その他町長が必要と認める書類
家賃 補助金	新たにUIターン世帯が町内の賃貸住宅に入居された場合、家賃の2分の1の額を2年間補助(上限:月2万円)	☐ 申請者の住民票の写し(本人のみ) ☐ 契約書の写し ☐ 家賃に光熱水費等が含まれる場合は、家賃内訳証明書(様式第9号) ☐ 領収書の写し又は支払の分かる書類 ☐ 勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書(様式第10号) ☐ その他町長が必要と認める書類

2024.04.06現在 270市区町村 39/43都道府県

全日本年金者組合・大阪府本部調べ

補聴器助成実施自治体数



	自治体名	実施数	自治体数	2019以前	2020	2021	2022	2023	2024
1	北海道	23	179	2	3	4	11	2	1
2	青森県	7	40						7
3	岩手県	7	33	2	1		1	3	
4	宮城県	4	35				2	1	1
5	秋田県	5	25		1			3	1
6	山形県	2	35				2		
7	福島県	5	59	1				4	
8	茨城県	4	44	1				3	
9	栃木県	4	25	2				2	
10	群馬県	7	35		1		2	3	1
11	埼玉県	10	63	※1			3	5	1
12	千葉県	4	54	2		1	1		
13	東京都	30	62	8	3	4	3	8	4
14	神奈川県	5	33	1		1	2	1	
15	新潟県	30	30		4	6	16	4	
16	富山県	3	15				1	1	1
17	石川県	0	19						
18	福井県	0	17						
19	山梨県	4	27					4	
20	長野県	15	77	1	1	4	5	3	1
21	岐阜県	7	42		1	1	2	3	
22	静岡県	7	35	1	1	1	2	2	
23	愛知県	10	54	※1	1	2		4	2
24	三重県	2	29				2		
25	滋賀県	7	19		1			4	2
26	京都府	2	26					2	
27	大阪府	9	43			1		5	3
28	兵庫県	11	41			1	3	4	3
29	奈良県	4	39				2	2	
30	和歌山県	5	30				2	3	
31	鳥取県	9	19			1	2	6	
32	島根県	1	19				1		
33	岡山県	3	27			2		1	
34	広島県	0	23						
35	山口県	0	19						
36	徳島県	0	24						
37	香川県	0	17						
38	愛媛県	1	20						1
39	高知県	4	34					4	
40	福岡県	5	60	1			2	2	
41	佐賀県	0	20						
42	長崎県	1	21					1	
43	熊本県	3	45		1	1		1	
44	大分県	0	18						
45	宮崎県	3	26				1	2	
46	鹿児島県	1	43				1		
47	沖縄県	8	41				1	7	
		272	1741	24	19	30	70	100	29

広がる補聴器助成

・大阪府本部調べ掲載更新

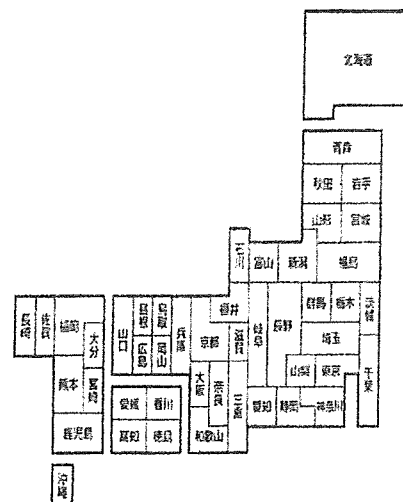
2022年10月31日現在 114自治体
 2022年12月31日現在 123自治体
 2023年06月26日現在 184自治体
 2023年09月25日現在 197自治体
 2023年10月18日現在 218自治体
 2024年01月04日現在 239自治体
 2024年02月06日現在 238自治体
 2024年04月06日現在 270自治体

※ 朝霞市2021廃止

◎ 東京都特別区 23区中22区実施(96%)

◎ 新潟県 全30市町村実施(100%)

※ 北名古屋市2021廃止



① 自治体数272には制度廃止した①埼玉県朝霞市②愛知県北名古屋市も含む